

<参考資料 3>

南海トラフ地震に関する情報発表時の対応

1 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、太平洋側沖合の沈み込んだフィリピン海プレート境界付近に位置する「南海トラフ」を震源として発生する地震です。過去概ね100年から150年間隔で発生し、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきました。

2 県内の南海トラフ地震にかかる防災対策強化地域

国は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定しています。

三重県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に

三重県全域

が指定されています。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定しています。

三重県内では

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、川越町、明和町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
--

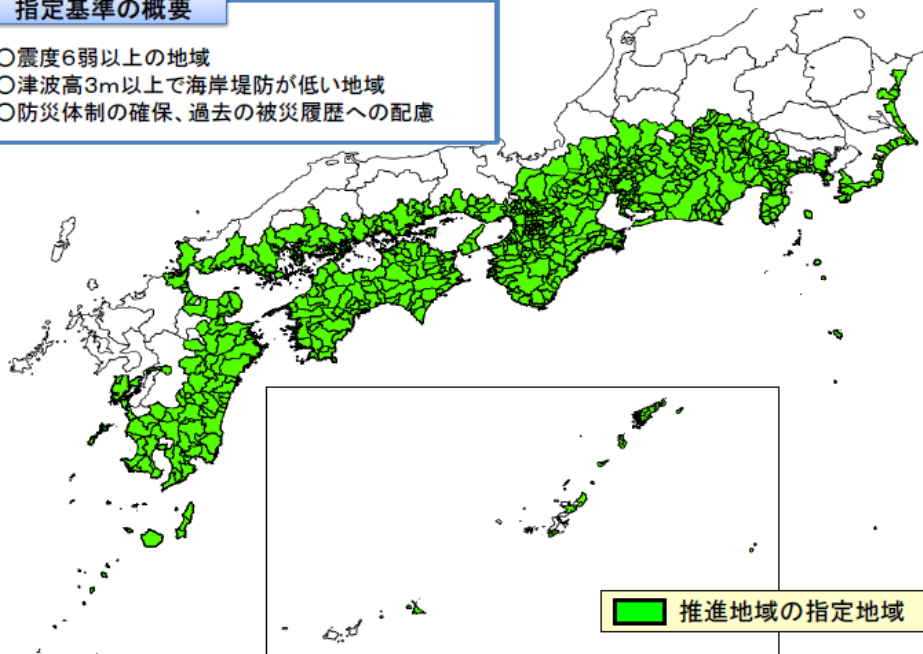
の16市町が指定されています。

各学校では、県及び各市町の地域防災計画に基づき具体的な対応を検討し、防災に関する計画に明記するとともに、児童生徒等、保護者、その他関係者に周知しておく必要があります。あわせて、情報発表時の教職員の動員計画、体制を定めておきます。

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮

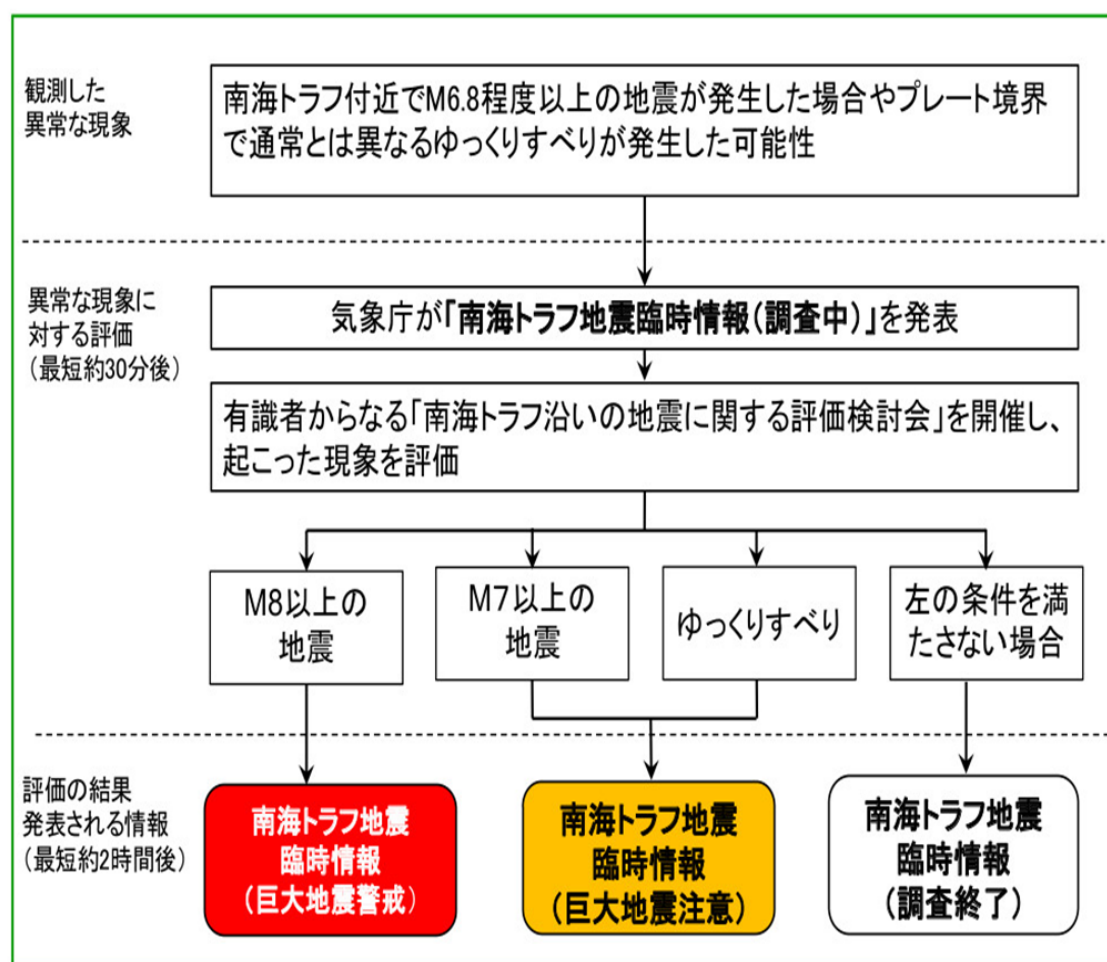


3 南海トラフ地震臨時情報

今後30年以内の発生確率が70%～80%とされる南海トラフ地震の対策として、令和元年5月から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合には、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることになりました。

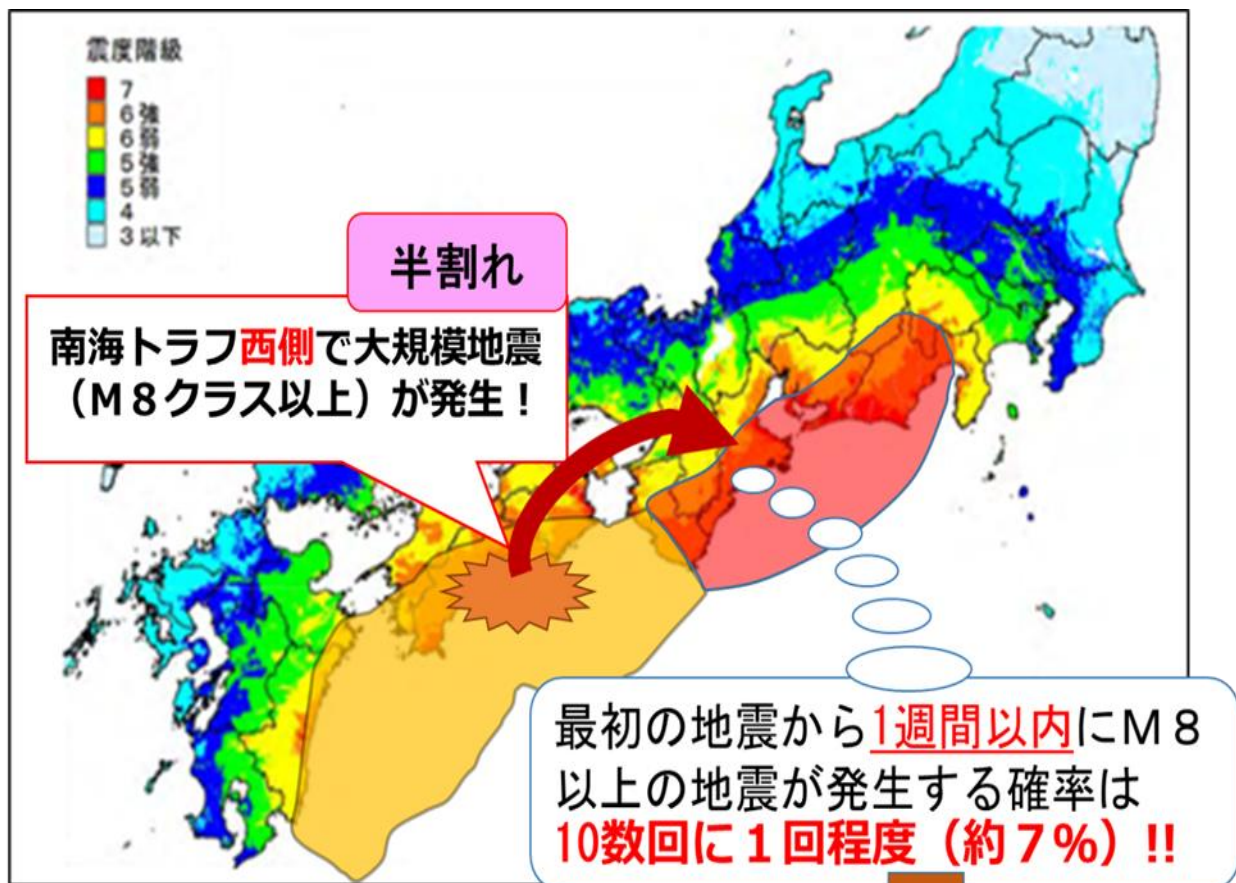
南海トラフ地震の想定震源域やその周辺で、マグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や、プレート境界で通常とは異なる動きが観測された場合、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表するとともに、有識者の検討会を開催して、起こった現象の評価を行い、評価結果に応じて「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表されます。

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



このうち「巨大地震警戒」は、南海トラフの想定震源域内の領域でマグニチュード8.0以上の大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合に発表される臨時情報で、南海トラフの東側もしくは西側で大規模地震が発生している状態です。

三重県は南海トラフの東側にあたることから、東側で大規模地震が発生した場合は「県内で最大震度7を観測」、「大津波警報の発令」など、甚大な被害が出ている状況が想定されます。また、西側で大規模地震が発生した場合でも、「県内で最大震度6の地震を観測」、「津波警報の発令」など、大きな被害が出ている状況が想定され、その中で東側の大規模地震に備える必要があります。



(1)「南海トラフ地震臨時情報」に基づく学校の対応方針

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

発表基準	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 * 想定震源域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合 * 想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり発生している可能性がある場合 * 南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測した場合
対応方針	* 日頃からの地震に対する備えを再確認する。 * 情報収集に努める。 * 巨大地震警戒等、次の情報発表に備えた準備を進める。

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

発表基準	想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
対応方針	* 全県立学校は、1 週間の臨時休業を基本とする。 * 情報収集に努める。 * 学校災害対策本部を設置する。 * 避難者の受け入れを行う。 （児童生徒への対応） * 在校中に発表された場合は「・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の学校の対応（在校中）」を参照 * 在宅中に発表された場合は、登校させない

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

発表基準	* 想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード 7.0 以上、8.0 未満の地震が発生した場合 * 想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合
対応方針	* 注意対応をとりながら学校活動を継続するが、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、下校や休校の措置を講じる。 * 情報収集に努める。 * 避難者の受け入れに備えた準備等を行う。

④ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

発表基準	* （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
対応方針	* 平常の学校活動を継続

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の学校の対応（在校中）

タイムライン	気象庁・国等の動き	学校の対応
地震発生	マグニチュード8.0以上の地震が発生	
数秒～十数秒後	緊急地震速報	身の安全を確保
2～3分後	大津波警報・津波警報等の発表	周辺の安全確認・避難
約30分後	南海トラフ地震臨時情報（調査中） ・ 想定されている大規模地震の発生可能性について調査を開始した旨などを発表	巨大地震警戒対応の準備 ※連絡体制の確認及び情報収集 ※教職員に情報共有 ※児童生徒等の下校準備
1時間後 (休日夜間は 2時間後)	<u>気象庁記者会見</u> (最初の地震についての解説・注意喚起)	情報収集
最短約2時間後	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） ・ 大規模地震の発生可能性が相対的に高まっている旨などを発表 <u>国から地方公共団体への指示及び国民に対する周知</u> ・ 日ごろの備えを再認識するとともに、津波の危険性が高い地域では一週間避難を継続する旨などを発表 <u>気象庁記者会見</u> (大規模地震発生の可能性について解説)	巨大地震警戒対応の開始 学校災害対策本部設置 ※児童生徒等を安全に下校させる ※安全に下校させることができない場合は待機（もしくは二次避難）させる ※教育委員会へ下校措置等の状況報告 臨時休業 ※1週間程度の臨時休業を基本とする 避難者の受け入れ ※避難者を受け入れた時、避難所を開設した時は、教育委員会へ報告
(随時)	<u>南海トラフ地震関連解説情報</u> ・ 地震活動や地殻変動の状況を発表	情報収集 後発地震に対して警戒する措置
約1日後	大津波警報・津波警報等の解除	
1週間後	<u>国から国民に対する呼びかけ</u> ・ 避難は解除し、日ごろからの地震の備えを再確認する等一週間地震に備える旨などを発表	巨大地震警戒対応の終了 学校再開 ※引き続き情報収集に努める。
2週間後	<u>国から国民に対する呼びかけ</u> ・ 通常の生活	

(3) 南海トラフを震源とする地震が発生したときの学校の初動対応

① 在校中に南海トラフを震源とする地震が発生したとき

「学校管理下における危機管理マニュアル」の「27 大地震・津波」を参照

【主な対応のポイント】

(初期対応)

- ・ 緊急地震速報が放送された場合は、児童生徒等に危険な場所から離れて身を守るよう呼び掛けるとともに、自身の身の安全を確保する。突然揺れに襲われたときも、可能な避難行動を取るよう呼び掛ける。
- ・ 火気使用中の場合は、身の安全を確保したうえで、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉めるなどの対応を取る。
- ・ ドアや窓を開け、脱出口を1カ所以上確保する。

(避難行動)

* 津波浸水想定区域内の学校

- ・ 地震の揺れが収まった後、直ちに避難行動を開始する。校内放送やハンドマイク等で全校に避難を指示する。
- ・ できるだけ高く、できるだけ遠くへ避難する。
- ・ 避難場所に集合後、人数確認をする。

* 津波浸水想定区域外の学校

- ・ 地震の揺れが収まった後、児童生徒の安全確認、校舎及び学校周辺の安全確認を行う。
- ・ 避難が必要な場合は、校内放送やハンドマイク等で行動を指示する。

(下校)

- ・ 通学路の安全が確認できるまで、学校・避難場所に児童生徒を留ませる。
- ・ 下校させる場合は、事前に通学路の安全を確認したうえで、下校時の注意事項について十分な指導を行う。
- ・ 必要に応じて、保護者への引き渡しを行う。

② 学校に被災者が避難してきたとき

「学校管理下における危機管理マニュアル」の「29 学校が避難所となった時の対応」等を参照

※ 市町からの避難所指定の有無に関わらず、被災者が避難してくることを想定した準備を事前に行っておく。

【主な対応のポイント】

(初期対応)

- ・ 学校災害対策本部を立ち上げ、市町災害対策本部の職員が来るまでの間、在校中の教職員で必要な対応を開始する。

(避難所開設等)

- ・ 避難場所（体育館等）の解錠を行い、破損物があれば片づける。
- ・ 自家用車での避難に備え、駐車場整理を行う。
- ・ 避難場所のレイアウト（通路・受付・掲示板等）、トイレの使用ルール等を決める。
- ・ 立入禁止区域、危険箇所および使用除外施設等はロープを張るなど明示する。
- ・ 自治会単位等で避難者の受付名簿を作成する。
- ・ 負傷者の有無を確認し、必要に応じて応急措置を行う。

(4) 南海トラフを震源とする地震の発生に備えた取組

① 児童生徒の登下校中の発生に備えた取組

- ・ 登下校中の発災に備え、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したり、避難場所・避難経路の確認をするなど指導する。
- ・ 特に、市町を超えて通学している児童生徒等については、どこで発災するかわからないため、通学路途中にある避難場所や避難経路を確認するよう指導する。
- ・ ブロック塀や看板など、危険な場所から離れて身を守るよう指導する。

② 津波に備えた取組

- ・ 海岸付近や河川付近にいるときに発災した場合は、津波のおそれがあるため、できるだけ早く、高台など津波が来ない場所へ避難するよう指導する。

③ 保護者と連携した取組

- ・ 家族と避難場所や安否確認方法について話し合っておくことや、災害伝言ダイヤル(171)の利用方法等を指導する。
- ・ 発災後の学校から児童生徒への連絡方法について周知しておく。